

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年度に策定した「串間市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度で終了することに伴い、新たに令和2年度を始期とする「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和2年3月25日（金）まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務委託の内容

(1) 現状の分析と課題の整理

平成30年度に実施したニーズ調査結果及び第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価等を整理して、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(2) 目標量の設定

平成30年度に実施したニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、市の資料等から把握するサービス提供状況や見込み量、市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(3) 計画骨子案の策定

調査結果及び目標量等を反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）を作成する。骨子に対する審議・検討結果等に基づき骨子を修正する。

(4) 計画案の策定支援

骨子案を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案に関して市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画案の校正

市で確定した計画最終案を校正し、印刷前原稿として納品する。校正は以下のとおり実施することとする。

- ① 漢字・熟語・仮名づかい・送り仮名（原則、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告第2号最終改正平成22年）に準拠するものとする）等表記方法の統一を図る。
- ② 難解な文章を平易な表現にする等の調整を行う。
- ③ 社会常識上の用語（不適切用語等）のチェックと表現の修正を行う。
- ④ 記述の重複及び文意・文脈等の乱れの指摘と修正を行う。
- ⑤ 「編」「章」「節」「項目」等、格の統一を図り、目次との整合性をチェックする。
- ⑥ 表又はグラフ等の数値の記載があるものについては、本文中の説明と齟齬がないか確認し指摘する。

(7) 計画書及び概要版の作成

確定した計画の計画書及びその概要版を作成する。

(8) 串間市子ども・子育て支援推進委員会の支援

串間市子ども・子育て支援推進委員会（3回程度を想定）の開催にあたり、計画策定にかかる資料作成、必要な助言、会議録作成等の会議運営支援を行う。当日は、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(9) 国・全国自治体の動向に係る情報等の提供

子ども・子育て支援法や児童福祉法関連法令と本計画内容との整合性を図るため、関連法令の改正等の情報を収集し、専門的知見を踏まえた解説資料を市に提供する。併せて、全国自治体の取り組み状況についても情報提供する。

6 成果品

(1) 計画書 100部

A4版100頁程度、表紙フルカラー、本文1色刷りダイレクト印刷、表紙デザイン・レイアウト込み。

(2) 概要版 1部

様式任意、市販プリンタで印刷できること。

(3) 下記データ一式（PDFファイル、Word、Excel等）を記録した電子媒体（CD-ROM）

計画書、概要版、その他（市と受託者と協議のうえ定めたもの）。

7 その他

- (1) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

- (2) 受託事業者は、業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務完了後、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託事業者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載のない細部事項は、本市と受託事業者が協議の上定める。